

報道機関各位

熊本大学

熊本地震での身近なトラブルの解決へのアプローチ  
「震災ADR（裁判外紛争解決）シンポジウム」を開催  
仙台から熊本へ

熊本地震では、多くの市民生活が影響を受けました。その中で、私たちの身の回りには普段経験しないような近隣や地域でのトラブルも起こっています。

「借りていたアパートの大家さんから急に出て行ってほしいといわれた」、「借主に出て行ってもらえない」、「隣の塀が壊れて、自分の家のものを壊してしまった」などの近隣や身近な生活上でのトラブルや解決しなければならない問題も多くあります。

今回、このような身近なトラブルへの解決のためのアプローチとして、裁判外で紛争を解決する「震災ADR（Alternative Dispute Resolution）：裁判外紛争解決」のシンポジウムを開催いたします。

東日本大震災で「震災ADR」に取り組まれた仙台弁護士会の先生方をお招きし、熊本大学と熊本県弁護士会が連携してシンポジウムを開催いたします。

熊本地震で身近なトラブルに悩む方、また熊本地震の復興支援されている方々、どなた様も参加可能です。

つきましては、広く一般の方へお知らせいただくとともに、当日の取材方、よろしくお願いたします。

記

【日時】平成28年8月27日（土）午後3：00～午後6：00

【場所】熊本大学工学部百周年記念館（熊本市中央区黒髪2-39-1）

【対象】一般の方・学生等（興味がある方はどなたでも）

【参加費】無料 ※事前申込みは必要ありません。

【問合せ】熊本大学 大学院社会文化科学研究科 准教授 石原明子

TEL：096-342-2822（直通）

E-mail：aishi@kumamoto-u.ac.jp

※詳細については、添付のチラシをご参考下さい。

# 震災ADR シンポジウム ～仙台から熊本へ～

日時

平成28年8月27日(土)  
午後3時00分～午後6時00分

**入場無料  
予約不要**

場所

熊本大学 工学部百周年記念館  
(熊本大学黒髪南キャンパス)

※当日は、熊本大学構内の駐車場の利用ができますが、空きがない場合も想定されますので、できる限り公共の交通機関を御利用ください。

## プログラム

### ●基調講演

「仙台弁護士会 震災ADRのスピリット」  
斉藤睦男弁護士(仙台弁護士会)

### ●実演

「申立サポート弁護士の実演」  
竹内 豊弁護士(仙台弁護士会)  
斉藤睦男弁護士(仙台弁護士会)

### ●パネルディスカッション

パネリスト

斉藤睦男弁護士(仙台弁護士会)  
阿部弘樹弁護士(仙台弁護士会)  
坂本秀徳弁護士(熊本県弁護士会)  
松村尚美弁護士(熊本県弁護士会)  
石原明子准教授(熊本大学)  
秋田壮児審議員(熊本県消費生活課)  
司会  
入江秀晃准教授(九州大学)

平成28年熊本地震の発生から既に4か月が経過しました。

震災からの復興に向けては、ひとりひとりの個別的な事情に応じた支援こそが、最も合理的です。特に、被災者間でのトラブルの解決に関しては、多くの場合、一方の当事者への情報提供だけでは解決できません。

しかし、直接、両当事者がその問題に取り組めば、早い段階で解決できる場合が少なくありません。

2011年東日本大震災の復興のため、仙台弁護士会震災ADRにおいては、管内の民事調停よりも多くの事件を解決しています。特に、建物被害関係での解決に役立った実績があり、これは14万軒の建物被害が出た熊本でも参考になるに違いありません。

熊本の生活やビジネスを立て直すために、震災ADRがいかに活用できるのか、具体的な解決例等を通してその可能性を探ります。

主催 熊本大学 大学院社会文化科学研究科 交渉紛争解決・組織経営専門職コース  
紛争解決学・合意形成学の拠点研究  
法学部

問い合わせ

石原(熊本大学) 電話096-342-2822 E-mail:aishi@kumamoto-u.ac.jp  
入江(九州大学) 電話092-642-3174 E-mail:hirie@law.kyushu-u.ac.jp

**熊本大学黒髪南キャンパス**  
〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目39番1号



**シンポジウム会場  
工学部百周年記念館**

**駐車場入り口  
ゲート開放:午後2時~午後4時**

**相談から解決へ**——熊本地震でも東日本大震災でも、大家と店子、隣人同士、会社と従業員、親戚同士など継続的な人間関係の中で「問題」が発生しています。震災自体のストレスに人間関係のストレスが加わり復興のエネルギーが削がれます。早く解決して気持ちを切り替えたい——紛争を抱えた被災者はみなそう思っています。その受け皿が震災ADRです。

**損害の公平な分担**——被災者はこの理念の実現を求めています。弁護士は普段から紛争の最前線で仕事をし、判断力・バランス感覚・適正手続マインドを培っています。「和解」という弁護士の本来的な固有業務の中で力が活かされます。

**和解あっせん人は、2人の対立する紛争当事者を同時に依頼者に持つようなものだ**——どちらの当事者にも寄り添い背景事情や心情を理解し、法的な限界等も考え、ストライク・ゾーンの重なりを発見する——ADRは普段の弁護士業務の延長線上にあります。

**ADRは「制度」ではなく「運動」である**——さあ新たな「運動」が始まります。

仙台弁護士会・紛争解決支援センター前委員長 齊藤 睦男

いま、熊本では被災者間のトラブルが多く相談現場に集まっています。具体的に言えば、建物に被害が出た賃貸住宅トラブルや、壁や瓦の問題などで隣家との話し合いが必要な場合などです。通り一遍の法情報の提供では解決できませんし、弁護士に馴染みのあるケンカ腰の手続（内容証明郵便に始まり裁判まで進む）もピッタリこないほうが多いでしょう。熊本の震災ADRプログラムでは、申立と期日手数料が無料（成立手数料は有料）ですから、**まずはダメ元で話し合う機会が持てます**。しかも、両当事者とあっせん人が一緒に建物を見に行ったりと、フットワーク軽く手続ができますから、**納得づくの解決**が図れやすいのです。震災ADRの可能性や課題を一緒に考えましょう。

九州大学大学院法学研究院・准教授 入江秀晃

震災後の身の回りの紛争や対立には、法的な側面のみならず、震災によるトラウマなど心理的な要素も多くかかわります。熊本大学大学院社会文化科学研究科「交渉紛争解決・組織経営専門職コース」では、士業の方や家庭裁判所調停員を含む社会人を対象とし、身の回りの紛争・対立・葛藤の解決に「学際的に」取り組む週末制の大学院を2008年から運営してきました。研究では東日本大震災後の原発災害被災地域の地域葛藤解決支援に取り組んできましたが、5年たちアフター・マスが一つ落ちついてきたと思われたこの時期に、熊本地震が起こりました。**対立や葛藤から未来への扉を開く**……。仙台からの経験に学び、法的な解決のエキスパートである弁護士や各種士業の先生方の知見と、心理社会的側面からのアプローチを積み重ねてきた熊大の知見を合わせることで、熊本地震後の市民の紛争葛藤解決と地域の復興の道を共に探り、歩んでいくための機会にできればと考えています。

熊本大学大学院社会文化科学研究科 交渉紛争解決・組織経営専門職コース長 石原明子